

社会福祉法人 附島保育園における水害を含む

非常災害対策計画

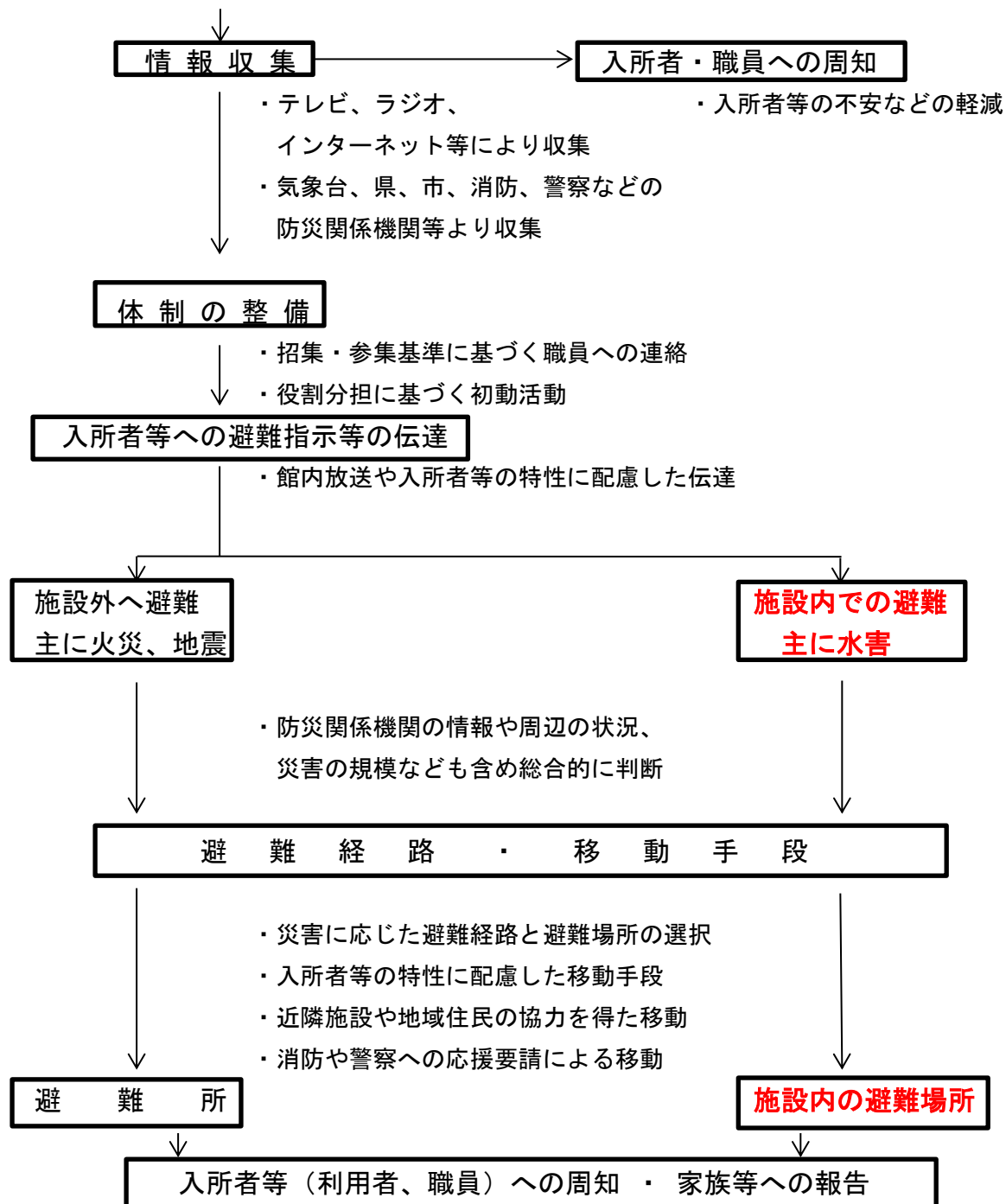
(火災・震災対策については附島保育園消防計画による。)

社会福祉法人 附島保育園における水害を含む
非常災害対策計画

(火災・震災対策については附島保育園消防計画による。)

1 非常災害対策計画の行動手順

災害の予測又は災害発生



・ 現状等伝え、入所者等や家族等の不安の軽減を図る。

2.計画の目的

この計画は、「附島保育園」の利用者の安全を確保するため、災害毎に利用者がとるべき避難行動、避難先、避難に際して着目すべき情報等をあらかじめ認識し、非常災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

3. 附島保育園の立地条件

稲沢市地域防災計画における、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に該当しない。

4. 計画の適用範囲

この計画は、附島保育園に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

5. 防災体制

5.1.防災体制（洪水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水注意報発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 の発令 ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」 の発令 ・ 洪水警報発表 ・ 木曾川(馬飼地点)氾濫注意情 報発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・ 家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 「避難勧告」又は「避難指示(緊 急)」の発令 ・ 木曾川(馬飼地点)氾濫警戒情 報発表	・ 周辺住民への事前協力依 頼	情報収集伝達要員
		・ 避難誘導	避難誘導要員

5.2 防災体制（内水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 大雨又は台風に関する気象情報発表 大雨注意報発表 目比川排水ポンプ場が排水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報発表 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none"> 使用する資器材の準備 	避難誘導要員
		<ul style="list-style-type: none"> 家族等への事前連絡 	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民への事前協力依頼 	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 目比川ポンプ場が排水不能 稲沢市千代田地区内水氾濫危険情報発表 浸水の前兆を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	避難誘導要員

目比川水位情報

<https://suii.ezwords.net/river/%E7%9B%AE%E6%AF%94%E5%B7%9D.html>

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	稲沢市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
排水施設の稼働状況	稲沢市からのファックス、緊急連絡メール
避難勧告・避難指示	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（稲沢市のウェブサイト）、緊急連絡メール

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2)情報伝達

園内放送により気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、家族等に対し、附島保育園緊急連絡網自動配信メールを発信し、「非常体制に移行した場合には保育園舎2階へ避難する」旨を連絡する。

非常体制に移行した場合には、稲沢市保育課（32-1297）に「これより保育園舎2階へ避難する」旨を連絡する。

非常体制に移行した場合には、家族等に対し、附島保育園緊急連絡網自動配信メールを発信し、「非常体制に移行したので、保育園舎2階へ避難する。家族等への引き渡しは保育園において行う。家族等への引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。避難の完了後、稲沢市保育課（32-1297）、家族に対しては避難が完了した旨を連絡する。

引き渡しが安全に実施できると判断した後、附島保育園緊急連絡網自動配信メールを発信し、家族等に対し、「これより附島保育園において家族等への引き渡しを行う」旨を連絡する。

7. 避難誘導

(1)避難場所

洪水時、及び内水時における避難場所は、一時避難場所として保育園舎の2階へ避難するものとする。

(2)避難経路

保育園舎2階の利用者並びに職員は2階に、1階の利用者並びに職員は園舎内階段を利用して2階へ避難する。

(3)避難誘導方法

1階幼児は階段に注意して歩いて避難誘導する。0歳児は一人ずつ抱き上げて避難する。1歳児並びに2歳児については、階段歩行可能な園児は歩いて、その他は抱き上げて2階へ避難する。

8. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
-------	-------------

情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、発電機
避難誘導	名簿(園児、職員)、ノートパソコン、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池、携帯用バッテリー、発電機 施設内に一時避難するための水、食料

9. 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

毎年4月に参加可能な要配慮者を含む全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

10. 役割分担表

非常事態災害時の役割分担については、消防計画「自衛消防隊編成表」に準じ、毎年度具体的に組織表を作成し、各職員の役割が明確となるように編成する。

消防隊長	担 当＝施設長 代行者 1＝事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防隊長（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般） ・ 地域住民や近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 ・ マスコミへの取材対応と情報提供
通報係	担当＝主任保育士 担当補佐＝事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象や災害の情報収集 ・ 職員への連絡 ・ 職員、職員家族の安否確認 ・ 関係機関との連絡、調整 ・ 入所者家族等への連絡 ・ 避難状況のとりまとめ ・ 漏電対策
初期消火係	担当＝調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火元の点検 ・ ガス漏れの有無の確認 ・ 発火の防止 ・ 発火の際の初期消火 ・ 食料、飲料水など備蓄品の確保、管理、払出 ・ 備蓄品の補給（販売店への発注） ・ 飲料水等の供給

避難誘導係	各担当保育士全員 最終避難確認責任者＝主任保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確認 ・園児への状況説明 ・施設設備の損壊状況の調査、報告 ・園児の避難誘導 ・園児の家族等への引き渡し ・負傷者の救出 ・負傷者を安全な場所への移動 ・応急手当 ・病院などへの移送
-------	-----------------------------	---

付則 この非常災害対策計画は平成 30 年 4 月 1 日より実施する。